

# 質 疑 回 答 書

件名 千鳥が丘小学校大規模改修工事

提出先 一般財団法人神戸住環境整備公社 総務課 契約担当  
somu\_keiyaku@kobe-rma.or.jp

番号	図面 番号	仕様書 番号	質問	回答
1	A-03		(建築) グラウンド内に現場事務所設置及び 資材置き場、工事用駐車場を 借用することは可能でしょうか。	グラウンド側は利用できません。 ①管理教室棟の東側 (367.7 m <sup>2</sup> ) を当 該スペースに想定しています。 なお、この範囲内に収まらない工事用 車両は近隣駐車場をご利用ください。
2	A-03		仮設足場設置位置に伴い、職員仮駐 車場を図面の位置より移動すること は可能でしょうか。	職員仮駐車場の位置や形状は、学校側 との協議により多少の変更は可能です 。
3	E-05 他		(電気設備) 自火報設備の既設メーカーをご提示 願います。	ホーチキ株式会社です。
4		改修-4	工事用仮設電気・水道は当該施設の 共用部等からの利用は可能ですか。 又その場合の使用料等についてご提 示願います。	学校園からの利用は可能です。 子メーターを取り付けて、所定様式に て報告を行い、その報告量に基づき、 神戸市教育委員会の算式により算出 した金額を負担することになります。
5	A-03		仮設計画図で工事用車両進入路が図 面右側(北門)の出入口の指定のみと なっていますが、グラウンド側の仮設足 場関係の資材搬出入には難があるので、南門からの出入りも可能と考 えてよろしいですか。	②棟と仮設校舎間は学童舎への動線上 でもあり児童の通行が多いため、南門 からの通行は不可とします。 ②棟へ近接する場合は、学校と協議し 誘導員を付け、車両出入口からグラウ ンドを横断することは可能です。
6	A-03		現場事務所設置について、北側の工 事車両進入用エリアは資材置場及び職 員車両の通行エリアとなる為、仮設ハ ス等の設置に難が有ると思いますので 、仮設計画図で②特別・普通教室棟 の南妻側の南門隣接地の空地を現場 事務所等の仮設用地として利用可能 と考えるよろしいですか。	②棟南妻面は仮設用地の花壇を移設す るため利用できません。  仮設用地は学校側と協議の上、承諾を 得た一時的な資材搬入時等を除き、① 棟北側の指定範囲内で完結するよう にしてください。

7		改修-11	<p>特記、2章、仮設工事-9 既存部分の養生の「備品・机・ロッカーなどの移動」及び「既存ブラインド、カーテンの処置；監督員指示場所に保管の上、清掃の上、再設置」に○印がありますが、＜移動・保管が必要な備品・ブラインド類等＞の内容・数量等が不詳で見積検討時には金額が確定しません。</p> <p>＜移動・保管が必要な備品・ブラインド類等＞があった場合は、仮移動・復旧費用については別途精算工事と考えてよろしいですか。</p> <p>もし入札金額に含む場合は、「備品・ブラインド類等」の内容・数量等及び移動・保管先をご指示願います。</p>	<p>備品・机等は基本学校側で移動しますが、学校側で移動できない備品については協議の上、設計変更対応とします。</p> <p>移動・保管が必要な備品・ブラインド類等の仮移動・復旧費用等についても同様に設計変更対応とします。</p>
8	A-10 ~12	改修-17	<p>外壁改修工事で、外壁目地のシールの打ち替えが有りますが、①管理教室棟のシールについては明細で＜撤去＞が有りません(明細 P-6 の 6~8 行目)。他の建物部位同様に＜撤去・処分共＞と考えてよろしいですか。</p>	<p>目地の既存シール撤去が必要な場合は、撤去・処分を行うものとします。</p>